

地方創生拠点整備交付金について

地域振興部市町村振興課

地方創生拠点整備交付金

28年度第二次補正予算 900億円（事業費ベース 1,800億円）

※道、污水处理施設、港の公共事業（30.2億円）を含む

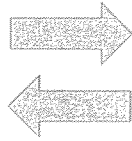
事業概要・目的

○ 未来への投資に向けて、地方公共団体の地方版総合戦略に基づく自主的・主体的な地域拠点づくりなどの事業について、地方の事情を尊重しながら施設整備等の取組を推進するための交付金を創設。

① ローカルアベノミクス、地方への人材還流、小さな拠点形成などに資する、未来への投資の実現につながる先導的な施設整備を支援

② KPIを伴うPDCAサイクルを組み込み、従来の「縦割り」事業を超えた取組

具体的な
「成果目標(KPI)」
の設定



「PDCAサイクル」
の確立

資金の流れ



交付金（1/2）



都道府県
市町村

事業イメージ

【主な対象施設のイメージ】

- ローカルイノベーションに資する公設試験研究機関（附帯設備を含む）の改修等
- 地域経営の視点に立った観光地域づくりに効果的な観光施設の改修等
- 地域全体としてのブランディング戦略の確立に資する収益施設等（6次産業化施設等を含む）の整備
- 生涯活躍のまちの推進に資する多世代交流の拠点施設（既存施設の改修等を含む）の整備
- 移住定住促進のために行う空き施設の改修等
- 小さな拠点づくりに資する地域コミュニティ組織の日常的な活動の場として機能する基幹的な拠点施設の整備（廃校舎、旧役場、公民館等の改修を含む）

【手続き】

- 地方公共団体は、対象事業に係る地域再生計画を作成し、内閣総理大臣が認定。

期待される効果

- 未来への投資につながる施設整備等を行うことにより、地方における安定した雇用創出、地方への新しいひとの流れ、まちの活性化など地方創生の深化に寄与

地方創生拠点整備交付金の概要

予 算 額	900億円（事業費ベース：1,800億円）※道、污水处理施設、港の公共事業（30.2億円）を含む
位置付け	地域再生法第5条4項1号・13条に基づく法律補助
対 象 事 業	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地方版総合戦略に位置付けられた施設整備等 ○ 整備の対象となる施設について、利活用方を明確化（KPIの設定、PDCAサイクルの整備） ○ ソフト事業と連携し、地方創生への波及効果を高めることが望ましい（地方創生推進交付金との組み合わせ） <p><想定される事例></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域経営の視点に立った観光地域づくりに効果的な観光施設の改修等や、地域全体としてのブランディング戦略の確立に資する収益施設等（6次産業化施設等を含む）の整備 ・ ローカルイノベーションに資する公設試験研究機関（附帯設備を含む）の改修等 ・ 生涯活躍のまちの推進に資する多世代交流の拠点施設（既存施設の改修等を含む）の整備や、移住定住促進のために行う空き施設の改修等 ・ 小さな拠点づくりに資する地域コミュニティ組織の日常的な活動の場として機能する基幹的な拠点施設の整備（廃校舎、旧役場、公民館等の改修を含む）
交付目安額	<p>[都道府県（国費）] 7.5億円 ～ 12.5億円程度（事業費ベース：15億円～25億円程度）</p> <p>[市町村（国費）] 0.3億円 ～ 0.6億円程度（事業費ベース：0.6億円～1.2億円程度）</p> <p>※ ただし、高い先駆性や地方創生の波及効果が見込まれる事業については、目安額を超えて必要な額を交付。</p>
地方財政措置	地方負担分については、補正予算債（充当率：100%）を充当
スケジュール	<ul style="list-style-type: none"> ○ 11月下旬に地域再生計画等の提出期限を設定する予定 ○ 1月中下旬を目途に交付決定を行う予定